

随意契約理由書

工事名称：大阪府立国際会議場構内情報通信網設備改修工事(その2)

本工事は、大阪府立国際会議場の各会議室に設置されている構内情報通信網設備(以下「当該設備」)を改修するものです。

国際会議場では、年末年始を除き休館日がなく連日会議室の貸出を行っており、会議室ごとに設置されている当該設備により利用者にインターネット接続サービスを提供しています。

当該設備は、製造元のサポートが終了し故障時には代替部品がなく復旧ができないため、万一催事中に故障した場合には利用者から損害賠償請求される恐れがあるなど施設運営に多大な影響を与えることから、これを解消するため令和6年度において改修工事を行うものです。

本工事の発注にかかる開札は、令和6年9月5日に行われましたが、予定価格の範囲内になかったため、令和6年9月10日に再度入札の開札が行われ、不落となりました。

当該設備の機器更新作業は施設の運営上年末年始の休館日に制限され、機器の納期に2か月程度要することから、更新作業に間に合わせるため、早急な工事着手が必要です。

よって、本工事を早期に契約を締結する必要があり、大阪府随意契約ガイドラインに基づく「再度の入札に付し落札がないとき」に該当するため、競争入札を継続することなく随意契約により工事請負者を決定することが適当と考えます。

以上のことから、住宅建築局入札参加資格等審査部会で選定された2者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行うものです。